

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年 1月31日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区都市整備方針改定業務委託」

(2) 業務内容

平成24年度から平成26年度の3カ年の業務内容(案)は下記のとおり

基礎調査

世田谷区の現況・課題整理

都市整備方針評価案の作成

世田谷区都市づくりビジョン案の作成

都市整備の基本方針素案の作成

都市整備の基本方針案の作成

都市づくり実現の方策案の作成

地域整備方針素案の作成

地域整備方針案の作成

区民ワークショップの企画・運営

区民意見交換会、説明会の開催支援

パブリックコメントの実施支援

都市整備方針検討委員会、検討組織等の運営支援

新たな基本構想、基本計画の検討内容との調整

各種会議用資料の作成

報告書の作成

(3) 履行期間

平成24年4月中旬(予定)から平成27年3月31日まで

委託契約は年度ごとに行い、履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として平成25、26年度の契約を認める。

法改正等により業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しないことがある。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

(3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

(4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと

(5) 平成14年4月以降に次に示す同種又は類似業務を行った実績を有すること

同種業務：都内市区町村または東京都近郊の政令指定都市における都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針）の策定または改定に関する業務（全体構想及び地域別構想の検討ならびに合意形成に関することを含む）

類似業務：東京都または東京都近郊の県における都市計画区域マスタープラン（都市計画法第6条の2に規定される都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の策定または改定に関する業務

3 提案書を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績
- (2) 予定技術者実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務実施方針
- (5) 特定テーマに対する提案
 - 的確性
 - 実現性
 - 独創性
- (6) 資料作成能力
- (7) ヒアリングによる説明、質疑応答
- (8) 参考見積り金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号（第一庁舎4階44番窓口）

世田谷区 都市整備部都市計画課都市計画担当 圓福・閨間

電話03(5432)2455 FAX03(5432)3023

(2) 説明書の交付期間ならびに場所及び方法

期間 平成24年1月31日（火）～2月10日（金）

場所 世田谷区ホームページで公開（[まちと住まい](#) [おしらせ](#)）

方法 世田谷区ホームページからダウンロード及び上記（1）窓口で配布

(3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成24年2月10日（金）15時必着

場所 上記（1）に同じ

方法 持参又は郵送

(4) 提案書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 平成24年3月8日(木)15時必着

場所 上記(1)に同じ

方法 持参又は郵送

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

平成25年度 都市整備方針(都市整備の基本方針)改定業務委託

平成26年度 都市整備方針(地域整備方針)改定業務委託

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。